

＜第二部＞

「消費者庁における資源循環の取組について」

消費者庁

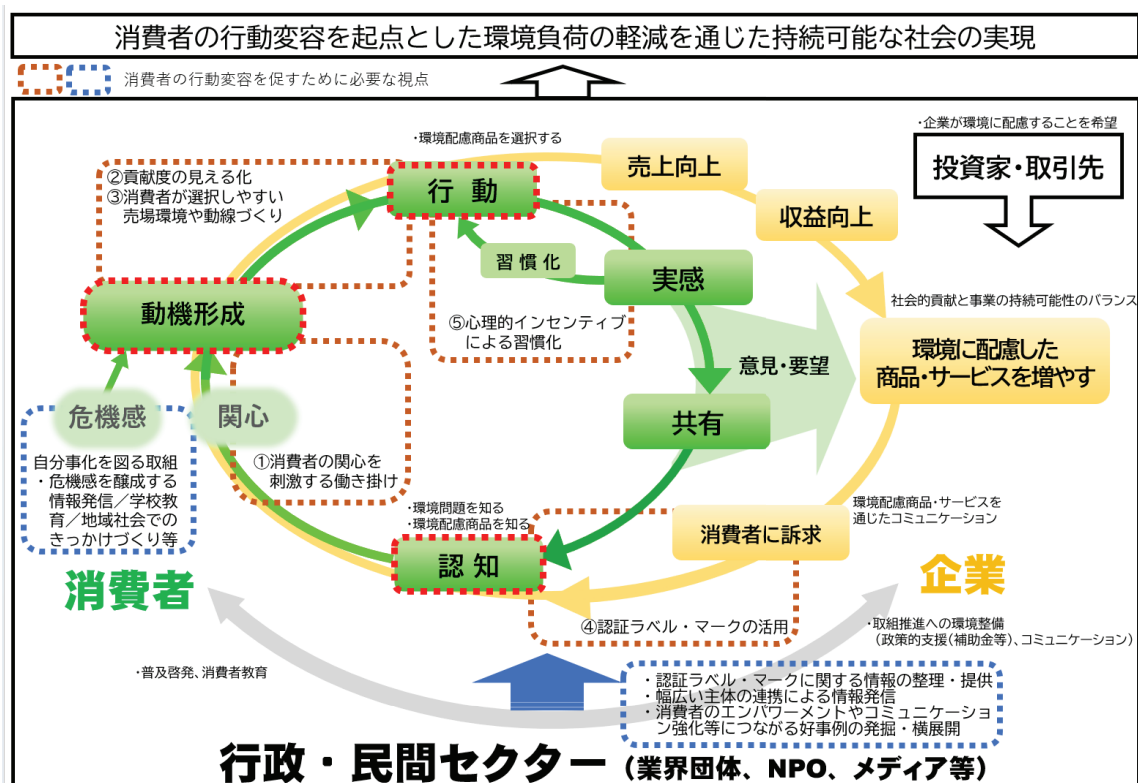
消費者教育推進課 課長補佐 久保 美奈海

消費者庁における資源循環の取組について



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

消費者庁における取組の方向性（グリーン志向消費に関連して）



エシカル消費・サステナブルファッションの推進

- 消費者庁は公正かつ持続可能な社会の形成に消費者が主体的に参画する社会構築のためエシカル消費※の普及啓発を実施
 - ※ 地域の活性化や雇用等を含む人や環境に配慮した消費行動
- 衣類の製造は原材料調達や染色等による水消費やCO2排出等の環境負荷が大きく、サステナブルファッションの実現に向けた取組が求められている
- 経済産業省、環境省とともに関係省庁連携会議において取組。消費者庁は消費者の行動変容に向けて有識者等と連携した情報発信を実施

特設サイト「サステナブルファッション習慣のすすめ」

- 具体的な行動のヒントを伝えることで、行動する人の輪を広げる
- 消費者が実際の行動に移しやすい仕掛けとして、ヒントに関連する事業者等の具体的な取組事例のリンクを設定
- 事業者においても、サステナブルファッションの推進に向けた取組が進められており、その一例を紹介

消費者庁ウェブサイト「サステナブルファッション習慣のすすめ」ページ



各種イベントへの参加

- エシカル消費に関連する各種イベントへ積極的に参画し、消費者への普及・啓発を実施



関係省庁との連携 (サステナブルファッションの推進に向けた関係省庁連携会議決定 (令和3年8月20日))

- 消費者庁、経済産業省、環境省の3省庁が連携し、生産・流通から廃棄・循環までの各段階に応じて、事業者及び消費者の双方に向けた取組を計画的に進めるとともに、制度面を含めた課題の整理・検討を行っていく。



SNS等を活用した情報発信

- 若年層への普及啓発を目的とし、令和5年3月にInstagram公式アカウント「消費者庁エシカル消費」を開設し、動画等を活用した情報発信を実施



普及啓発資料の作成

- エシカル消費やサステナブルファッションについての関心や理解を高めるため、各種啓発資料を作成し、普及・啓発活動に活用
- 学校で活用できる教材も作成・公開。各地イベント等で提供・貸与



食品ロスの削減の推進の取組

《我が国の食品ロスの状況》

事業系237万トン
家庭系224万トン

- ・食品ロス量は年間461万トン (令和6年度推計)
 ※国連世界食糧計画 (WFP) による食料支援量 (約250万トン) の1.8倍
- ・年間1人当たりの食品ロス量は37kg
 ※毎日1人あたりおにぎり1個を捨てている計算

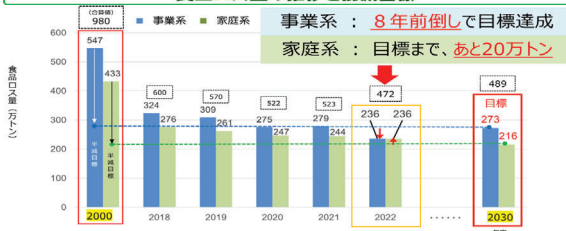
持続可能な社会の実現



食品ロス削減に係る背景

- 2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、2020年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定。事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、2000年度比で2030年度までの半減目標を設定。
- 直近 (2022年度) の食品ロス量は着実に減少。特に事業系食品ロスについては、半減目標を8年前倒して達成したことから、2024年3月に閣議決定した第2次基本方針において、新たな目標として60%減と設定。家庭系食品ロスは半減目標まであと20万トン。

食品ロス量の推移と削減目標



「食の環 (わ)」プロジェクトの取りまとめとその発信について

- 「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念を食でつなぐ共生社会の実現に向けた「食の環」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。
- 今後、関係府省庁は、各種施策において、「食の環」プロジェクトの一環であることや、「食の環」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。(ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能)

<「食の環」プロジェクトに向けた施策の全体像 (概要)>

食品ロス削減	(食品の) 経済的アクセス	(食品の) 物理的アクセス
排出削減の取組 (公表・廃棄目録提出・国民運動等)	食料提供に向けた体制づくり (地域の関係者が連携して取り組む協議会の設置等支援)	移動販売等の拠点となる施設整備
食品寄附の促進 (期限表示、保険、DX)	食料提供に資する体制づくり (食料支援等を適した形で届出)	店舗への交通手段の確保
フードバンク・こども食堂等を介した食品寄附への支援 (食品寄附が円滑に行き、フードバンク・こども食堂等の活動支援等)	フードバンク・こども食堂等への食料提供 (食品も無償交付付)	移動販売等と店舗を繋げる (ラストワンマイル配送支援等)
食べ残し持ち帰り促進 (持ち帰りガイドライン作り)		食品アクセスの状況や対策事例等



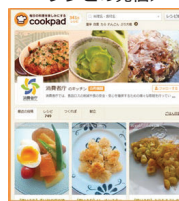
関係府省庁による発出文書等において、左記のいずれかの「食の環」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。

消費者庁による食品ロス削減の取組

＜チラシ・ポスターによる啓発＞ ＜食品ロス削減特設サイト・SNSでの情報発信＞ ＜10月食品ロス削減月間における啓発強化、食品ロス削減全国大会や表彰、その他イベントの開催＞ ＜地域に根ざした食品ロス削減を推進する人材（食品ロス削減推進サポーター）の育成＞



＜食材をムダにしないレシピの発信＞



＜食品ロス削減啓発動画＞



＜食品ロス削減川柳コンテストの開催＞



＜食品の期限表示（賞味期限・消費期限）の理解促進＞



＜絵本を活用した幼児への啓発＞



＜食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計と公表＞



＜季節商品について、事業者への需要に見合った販売の促進と予約販売の活用など消費者への呼びかけ＞

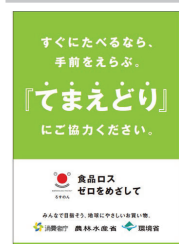


＜年末年始の「おいしい食べきりキャンペーン」実施とすみっコぐらしとのコラボポスター＞



食品ロスを減らす店舗での取組の促進

消費者庁、農林水産省、環境省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が連携し、小売店舗において、消費者に対し、商品棚の手前にある商品を選び「てまえどり」を呼びかける取組を実施。令和7年度からは、各スーパーマーケット協会やドラッグストア協会にも、協力依頼を実施。



【てまえどり】
日頃の買い物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為。



商品パッケージに川柳コンテスト作品を使用した普及啓発

10月の食品ロス削減月間にあわせて、株式会社 明治の牛乳やヨーグルト等の製品パッケージに、川柳コンテスト受賞作品を掲示していただけることになり、令和7年8月に、先駆けて伊東大臣（当時）と八尾社長との会談を実施。

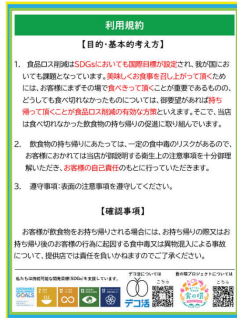
＜掲載例＞



（八尾社長と懇談する伊東大臣（令和7年8月当時））

食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの策定と周知

事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上・食品衛生上留意すべき事項及び消費者に求められる行動を整理。



食品寄附ガイドラインの策定と周知

食品寄附促進に向け、食品寄附に携わる各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを官民協議会における議論を通じて策定。

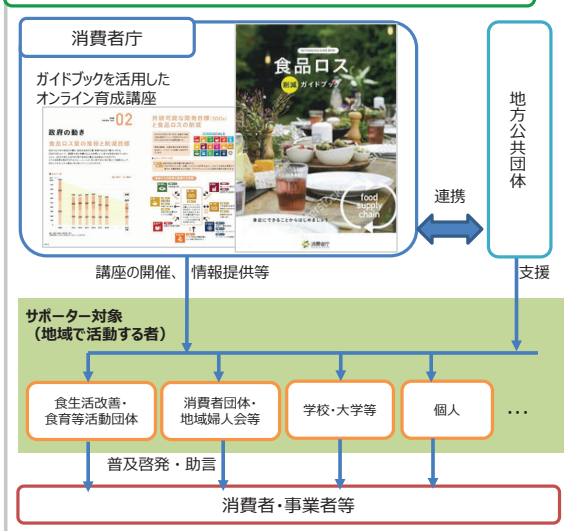


普及啓発の促進に向けた人材育成 食品ロス削減推進サポーターについて

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- ・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター育成講座を定期的実施する。

食品ロス削減推進サポーター育成の体制イメージ



食品ロス削減推進サポーター登録の流れ

1. 消費者庁が開催する育成講座を受講
2. 講座を踏まえた試験を受験
3. サポーター登録の希望者は、消費者庁へ申請
4. 消費者庁は、手続きを経て、希望者を登録

(サポーター登録バッジ)



サポーター登録人数 約5,000人※

※令和8年6月末時点。登録は随時受付中

消費者庁から
情報提供等の
フォローアップ

サポーターの活躍（例）

- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
- 自団体内で開催する学習会
- 地域イベントでの啓発（イベント、ファーマーズマーケット、展示会等）
- 学校現場でのSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
- 地元の一般事業者への社員教育
- 地元の食品事業者等への食品ロス削減に向けた取組の助言等

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/supporter/>

6

地域における取組事例

食品ロス削減に関する取組事例

「SDGsロッカー」の取組 (横浜市)

横浜市とヨコハマSDGsデザインセンターは、SDGs達成や脱炭素社会実現に向け、事業者の皆様の食品ロスとCO2の排出削減、市民の皆様の脱炭素やSDGsに向けた意識醸成・行動変容につなげていく取組を行っている。消費期限内でありながら廃棄されてしまう専門店のパンや規格外野菜など、いわゆる「もったいない」とされる商品をロッカー型自動販売機で販売。令和6年1月から取組を開始し、横浜市内8か所（令和7年7月末時点）に設置。

〈SDGsロッカー設置例〉



消費者庁HP:「令和6年度地方公共団体における食品ロス削減の取組について」事例紹介」

事業者・大学と連携し余った農産物の有効活用 (埼玉県東松山市)

埼玉県東松山市では、様々な事業者・大学生と連携し、同市周辺のJA農産物直売所で売れ残った新鮮な農産物を、連携の鉄道会社の列車で都心の池袋駅に輸送。「TABETEレスキュー直売所」を駅構内に設置し、仕事終わりの通勤客等に再販売、また、一部の農産物は子ども食堂へ無償提供することで、食品ロス削減の取組の体制を実現。本取組には学生も主体となって参加し、社会課題の認知拡大や学びの場の提供にもつながる。

地域活性化・食品ロス削減の同時実現



〈池袋駅ホーム（東京都）〉〈池袋駅改札付近での販売〉

消費者庁HP:「令和4年度地方公共団体における食品ロス削減の取組について」事例紹介」

7

地方消費者行政強化交付金

令和8年度当初予算：15.0億円
令和7年度補正予算：17.6億円

衆・消費者特委決議、骨太方針2025、消費者基本計画等を踏まえ、交付金の見直しを図る。具体的には、
(1) 身近な相談窓口の充実など、これまでの成果が**推進事業終了により後退しないための適切な対策**を講じる。また、高齢化の加速、単身世帯増、デジタル化等の環境変化に対応するため、
(2) 「待ち」の対応から転換し、**地域に積極的に出向く出前講座や見守り活動の充実**の取組、
(3) 相談員の**担い手確保のための計画的・効果的な取組**、SNSにおけるトラブルなど**複雑・高度な相談への対応力強化**、
(4) **広域連携による効率的な相談体制の構築**、
等を支援し、消費者被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図る（地方消費者行政のバージョンアップ）。

